

あきる野市地域生活支援拠点等整備検討委員会（第2回）

1 日 時 令和6年7月11日（木） 午後2時～午後3時30分

2 会 場 秋川健康会館

3 議 事

（1）あきる野市地域生活支援等事業実施要綱（骨子案）について

（2）域生活支援拠点等コーディネーターの配置について

4 会議録（概要）

（1）あきる野市地域生活支援等事業実施要綱（骨子案）について

・事務局より資料に基づき説明

・質疑応答、意見

（委 員）拠点運営は1つの法人だけで完結することは困難な事業である。登録事業所を含めた実施部隊としての連絡会議、自立支援協議会による客観的評価の2軸での検討を提案する。

（委 員）本市においてもより具体的に面的整備や地域のネットワーク作りを行う旨を実施要綱に示しても良いのではないか。

（事務局）意見に基づき検討する。拠点に係る登録や加算の要件は、事業所が拠点等の機能を担う旨を運営規程に規定すること、市と事前協議により合意形成を図ることが求められている。この事前協議の際に面的整備における連携について事業所と話し合い、ネットワーク作りを促進していきたい。

（委 員）委託の障害者等相談支援事業や障害者等基幹相談支援センター事業では自立支援協議会で評価を報告しているが、同様の対応が見込まれるのか。

（事務局）評価方法については、これから検討していく。評価を行うことで客観性の保持や拠点機能の運営における課題の明確化が期待できる。

（委 員）骨子案の内容は問題ないと思う。拠点として認定を受けた事業所の公開等、情報公開の手順について今後の協議内容に含めて欲しい。

（委 員）内容を詳細にしすぎることによって実際の事業運営で支障をきたす可能性があるため、骨子案では、①役割の明確化がなされているか、②面的整備におけるネットワーク形成についてしっかりと触れられているか、③実績等をどのような形で評価・検討していくか、この3点を確認することができれば内容が大きくずれることはないものと思われる。その点について、今後も地域の実情にあわせた意見のすり合わせができると良い。

（委 員）コーディネーター任せになりがちな事業ではあるが、1人で抱えるような状

況は良い事業運営とは言えない。協力体制がしっかりと作れるようにしていかなければならないと思う。

(委 員) 骨子案として内容に異議はない。コーディネーター配置に関しては、より活発な意見交換をしていきたい。

(委 員) この後の肉付けが重要であり、骨子案の段階ではこの程度で良いと考える。

(委 員) 拠点として登録していない事業所が利用者の緊急事態において協力を申し出た際、登録していないことを理由にその事業所が拠点として関与できない状況に陥るような事態が生じないか。事務局の認識を確認したい。

(事務局) 整備済み自治体では、事前登録がなければ拠点機能が発動しないような状況に陥ることがないように柔軟な対応を行っている。事前登録があればより円滑な支援が期待されるが、事後登録を要する場面もあるだろう。構想としては拠点の5つの機能のうちいずれの機能を担うのか、その登録を行った場合、機能に係る加算を算定できる場合は適切な額の算定ができる旨を記述することを検討している。拠点の認定を開始した際は、突発的な対応に備え、事業所へ積極的な届出を周知しなければならないと考える。

できるだけ多くの事業所の登録が得られればありがたい。実際、登録がなくとも緊急性があるものについては対応する等の文言も検討できると良いだろう。

(委 員) 事業推進のための連絡会議や地域自立支援協議会での運営検討という2つの会議体の趣旨を確認したい。

(事務局) 視察自治体の状況を報告する。視察した2自治体の内、一方の自治体はケースの登録可否の検討と登録者の情報共有を目的とする会議を月1回開催している。出席は市と委託事業所のコーディネーターである。もう一方の自治体では拠点整備後に作業部会を立ち上げ、市の職員と基幹相談支援センター、地域活動支援センターの職員に加え、学識経験者がスーパーバイザーとして不定期に出席しているとのことであった。

(委 員) 承知した。事業の評価を含めた運営検討について引き続き協議していきたい。

(委 員) コーディネーターについて厚生労働省の資料では区域を定めた配置が可能との説明があった。実施要綱で明示していない状況ではあるが、本市の方針を次の議題で検討していけると良い。

(2) 地域生活支援拠点等コーディネーターの配置について

- ・事務局より資料に基づき説明

- ・質疑応答、意見

(委 員) 国の方針では日常生活圏の整合性に配慮した配置を重視していくとの説明があった。段階的整備にあたり、それらを踏まえた意見が得られると良いと思う。

(委 員) コーディネーターの主な役割は①ネットワーク作り、②個別ケースの相談支

援の2つである。まずはネットワーク作りから着手し、その中から個別ケースの問題の整理、共有していくような手順が良いのではないかな。

(委員) コーディネーターが専任か兼務によっても対応が大きく変わるだろう。いずれにせよ緊急時の受入れを要する事態での役割発揮を期待したい。

(委員) 問題や課題が表面化している場合は現在も一般相談等で対応しているものと思われる。地域生活支援拠点では問題が潜在的な状況にある人が対象となるのではないかな。

(委員) 常時の連絡体制の重要性、緊急事態にすぐに情報を共有し利用できるような体制づくりの必要性を感じた。ネットワークを作っていくことが重要である。潜在的ケースの情報把握においては、病院からの退院等を想定し、事業所と市だけでなく、医療関係者に参加してもらえると良い。

(委員) 厚生労働省が提示するコーディネーターの役割は地域移行等、非常に幅広い内容を扱うものとなっている。緊急時の受入れが優先ではあると思うが、役割の優先順位を作らなければ難しいのではないかな。また、コーディネーターと他の虐待や地域移行等の支援者との住み分けについても検討が必要ではないかな。

(委員) 業務が広すぎてしまうと役割のイメージが持ちがたくなる。緊急時の備えは大事な機能であるが、類似の状況について、これまでも各事業所が日常的な支援の中で対応してきたものもある。地域の支援者との役割の住み分けを検討していくことは必要と考える。

(委員) コーディネーターにはどこに在るか窓口が明確で必要な時に繋がれる人であって欲しい。あきる野市は狭くはなく地域性もある。コーディネーターが1人では大変ではないかなと思う。

(委員) あきる野市は都市部と山間部に分かれており、広さを考えても理想としては五日市と秋川等、複数配置を検討できると良いのではないかな。

(委員) 段階的整備においてコーディネーターの業務をどの程度の規模で開始するかにより配置も変わるものとする。利用件数の経過を見て判断していくような手法でも良いのではないかな。

(委員) 整備済み自治体では、同程度の人口規模でコーディネーターを3人配置している。

(委員) 人員配置については支援の対象者をどうしていくのか、登録者の条件を検討事項に含めた方が良いのではないかな。

(委員) 高齢者福祉では地域包括支援センターが3カ所設置されている。その根拠があるならば知りたい。人口で決めていったのであれば、そのような決め方も有効と考える。

(委員) コーディネーターの役割を、緊急時の備えとしての予防とネットワーク作りに特化し、緊急事態が生じた時に計画相談支援事業所等の元々の支援者がコーディネ

ーターとしての役割を担うような手法もあるのではないか

(委員) 8050問題に関連した困難ケースが生じた際、必要の際は地域包括支援センターと地域生活支援拠点が一時的に緊急的な窓口を担い合う等、お互いに協力できる関係になると良い。

(委員) コーディネーターについては、これまでの委員意見から地域包括支援センターの設置状況を参考に3人程度配置することを検討してはどうか。理想としての数値ではあるが、仮に配置が1人になった場合にも運営後の業務の大変さ、ニーズに基づき改めて希望をあげるのが良いだろう。ここまでの協議からコーディネーター配置については3人との意見があった。今後も配置や役割について協議をしていきたい。

5 閉 会